

第 22 章 債権譲渡

1 債権譲渡とは

債権を他人に売ること(譲渡すること)です。なじみのない言葉ですから、事例で解説します。

事例 1

A が B に 100 万円を貸した。返済期日は 3 か月後とする。

A が B に 100 万円貸してから 3 か月経たないうちに、A は現金 50 万が必要になったので、

A が B に対して有している債権を C に 50 万で売却した

A は B に対して「3 か月後に 100 万返せ」と請求できることになります。

逆に、B は 3 か月後でなければ A に 100 万円を返さなくてよいということです。(期限の利益)

もし、A の手元に現金がなく、今すぐ現金 50 万円を用意しなければならない事情が起きた場合、

A は困ってしまいます。B から 100 万円が返ってくるのは 3 か月後です。

何かいい方法はないでしょうか。

それは「3 か月後に 100 万返せ」という債権を誰かに売ることです。

事例において、C が A から「B に対する債権」を 50 万円で買い取ったので、

A に 50 万円が支払われることになります。

C においても、「B に対する 100 万円債権」を 50 万でゲットできましたから、

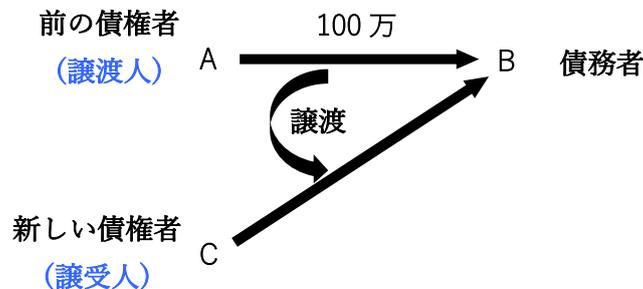
3 か月後の返済期限になったら、C が新しい債権者として B に 100 万円の請求をし、

100 万 - 50 万 = 50 万の利益を得ることができます。

このときの債権を売った人 A を譲渡人、債権を買い取った人 C を譲受人といいます。

譲渡人 (ゆずりわたしにん) 債権を売る側の人

譲受人 (ゆずりうけにん) 譲渡し人から債権を買う側の人



債権は自由に売り買いができます。当然、債務者 B の承諾など不要です。

ただし、債権の性質上、譲渡できないものもあります。たとえば、B に A の肖像画を描かせる債権は、B でしか表現できない技があるので、それを C に譲渡しても実現できないからです。

債権譲渡は、現に発生していないが、**将来発生する債権**でもすることができます。
 例えば、毎月 10 万円分の商品を取引する契約がある場合、
 商品の売主は、買主に対し「毎月 10 万円を請求する権利」があることとなります。
 数か月後の 10 万円を請求する債権はまだ発生していませんが、
 具体的に**債権の金額や発生原因を特定できれば**、これを譲渡することができるということです。

2 譲受人の債権行使の仕方

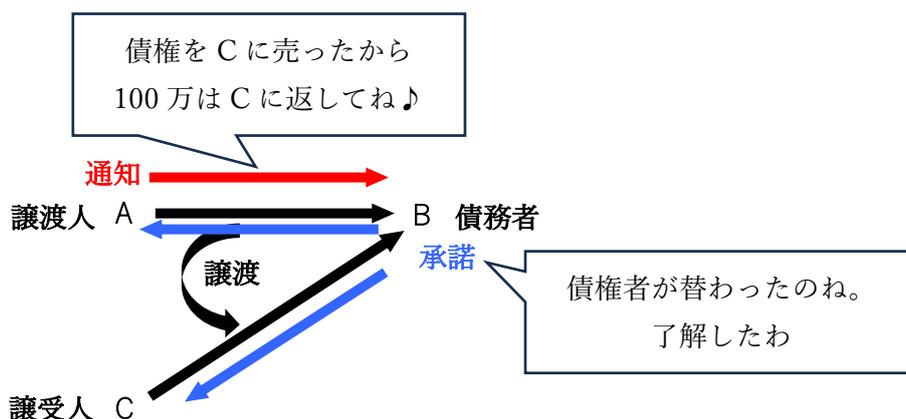
事例 1 において、債権を買い取った譲受人 C は、3 か月後に B に対して、
 すんなりと「俺が新しい債権者だから 100 万円返せ」と請求できるでしょうか。
 C が返済期日にいきなり請求したところで「あんた誰？」と B に言われておしまいです。
 B としても、カネを返す相手は A だと思っている状態ですもんね。

そこで民法では、債権譲渡が行われた際に譲受人 C が「私が新しい債権者だ」と
 債務者 B に主張するには、債務者 B に対する**通知**または債務者 B の**承諾**が必要としました。
 債務者に対する通知や承諾は**口頭で構いません**。もちろん手紙でも OK です。
 通知・承諾をすることで、**債務者 B が誰にお金を返せばよいか**が明確になります。

通知は、前の債権者 A が
 「債権を C に売ったので、100 万は C に返してね」と**債務者 B** に伝えること、
 承諾は、債務者 B が
 「債権譲渡したのね、わかったわ」と **A か C** に伝えることです。

【図で記憶】債権譲渡の対抗要件

譲受人 C が「私が新しい債権者だよ」と債務者 B に主張するための要件



譲受人 C が債務者 B に通知しても意味がないのは、
 B が「ホントに C が新しい債権者なの？」と確認することができないからです。

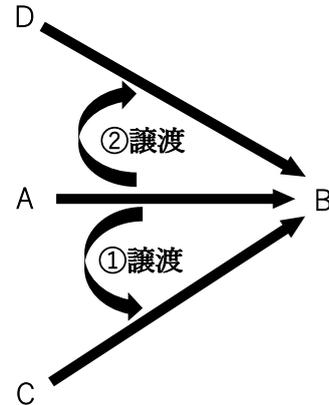
3 債権の二重譲渡

次の事例のように、債権を 2 重譲渡してしまった場合はどうなるでしょうか。

事例 2

A は B に対して 100 万円の債権を有している。
A はこの債権を C に譲渡した後、
うっかり D にも譲渡してしまった。

このとき、C と D のどちらが、B に 100 万を
請求できるか。



民法では、債権譲渡について、**確定日付のある証書**によって通知または承諾をしなければ、**債務者以外の第三者**に対抗することができない、と規定しています。

確定日付のある証書

実務でいうと、公正証書や内容証明郵便などの書面のことを指します。

単なる手紙・紙っぺらで通知・承諾が行われても、債権譲渡の効力を第三者に主張できません。

では、C も D も確定日付のある証書を備えた場合、どちらが勝つのでしょうか。

結論、債務者 B が「**新しい債権者が誰なのかを認識した先後**」で決まります。

つまり、譲受人 C と D の優劣は、通知または承諾に付された確定日付の先後で決めるべきではなく、確定日付のある通知が**債務者 B に到達した日**、または、確定日付のある**債務者 B の承諾の日時**の先後によって決まります。

たとえば、

①確定日付のある証書「令和〇年 5 月 1 日 A⇒C に債権譲渡した」

②確定日付のある証書「令和〇年 5 月 2 日 A⇒D に債権譲渡した」

という通知が A から B になされた場合、B に先に到着したのが②の証書だった場合、
確定日付は①に遅れますが、到着は①よりも早いので、②の債権譲渡が勝ちます。

要するに B が「誰にカネを返せばいいの」かが最初に分かった方が勝ちということです。

また、確定日付のある通知が**同時に債務者に到着**した場合、また、その**先後が不明**な場合、
各譲受人は、**債権の全額について債務者に請求**することができます。

(ただし、債務者は譲受人のどちらかに全額払えば OK です)

4 債権譲渡の制限

債権者と債務者で、債権譲渡を禁止する特約を締結することが可能です。

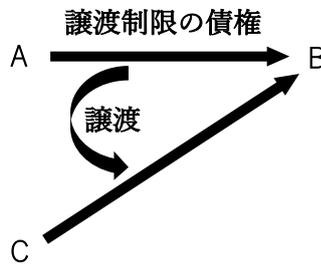
ただし、当事者間で譲渡を禁止・制限する特約(譲渡制限の意思表示)を結んだとしても、債権譲渡は原則として有効となります、

債権譲渡禁止の特約の目的は、債務者が誰に支払いをすればよいかを固定するためです。よって、債務者が誰に支払いをすればよいかちゃんとわかっているならば、譲渡そのものは自由に認めてよいということになります。

事例 3

A の B に対する債権に、譲渡制限の意思表示がされている。

A が、この債権を、譲渡制限の意思表示を知り、または重大な過失によってこれを知らなかった C に譲渡した。C は債権譲渡の対抗要件を備えた時、B は C に弁済をしなければならないか。



譲受人 C が譲渡制限の意思表示を知り、または重大な過失によってこれを知らなかった場合、つまり、譲受人 C が譲渡制限の意思表示について悪意または重過失の場合、債務者 B は譲受人 C への弁済を拒むことができます。

しかし、譲渡制限のある債権譲渡も有効ですから、債務者 B は譲受人 C に弁済することもできますし、B は C からの請求を拒んで、譲渡人 A に対しても弁済することが可能です。